

令和元年 6月27日

釜石市議会議長 佐々木 義昭 様

会派名 清流会  
報告者 佐々木 聡



会派視察報告書

会派所属議員による行政視察（セミナー受講）を下記のとおり実施しましたので、報告いたします。

- 1 セミナー会場： 都立多摩図書館 セミナールーム  
東京都国分寺市泉町2丁目2-26
- 2 セミナー内容： 「第36回議員の学校」  
教育の権利、生涯学ぶ権利があぶない  
～学校教育・社会教育政策と地方分権一括法～
- 3 視察日程： 令和元年 5月14日(火)～5月15日(水)
- 4 参加者： 菊池秀明 佐々木聡
- 5 研修概要

研修日： 令和元年5月14日(火) 13:00～18:25  
5月15日(水) 9:15～15:30

講義(1) 5月14日(火) 13:30～15:20  
「学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール」  
首都大学東京人文社会学部教授 荒井 文昭 氏

講義(2) 5月14日(火) 16:05～18:25  
「公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題」  
元日本図書館協会事務局長 松岡 要 氏



講義(3) 5月15日(水) 9:15~11:35

「公民館の基本的な役割と直面している課題」

千葉大学名誉教授・社会教育原論 長澤 成次 氏

実践報告5月15日(水) 11:50~12:30

「私たちは、民営化した図書館を直営に戻した」

守谷の図書館を考える会 赤堀 久美子 氏

講義(4) 5月15日(水) 13:30~15:30

「地方自治の本質と教育行政のあり方」

議員の学校 学校長 池上 洋通 氏

## 6 視察に取り上げた理由

- ・議員として市民の負託に応えるためには自己研鑽を積む必要があり議員の資質向上を目指す上で本セミナーのテーマは有意義であると考えた。

## 7 研修内容

### 1) 学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール

いま政府が国会に提出しようとしている「地方分権一括法案」では、自治体を選択すれば、図書館・博物館などを首長部局に移し、観光などの一部にすることができるとされている。また全国の自治体で、小中学校の統廃合を議論している。

教育行政の在り方が問われているいま、障がい者を含めて誰もが持つ教育の権利、生涯学ぶ権利を実現する任務を持つ、地方自治体の政策を基本から学ぶ。

公立小中学校の統廃合が、小中一貫教育の導入とセットですすめられる自治体がある。また、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)設置が、2017年の法改正によって教育委員会に努力義務化された。地域学校協働活動も推進されようとしている。本講義では、こうした近年の学校教育政策の動向を、学校教育制度の基本から考える。

## 2) 公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題

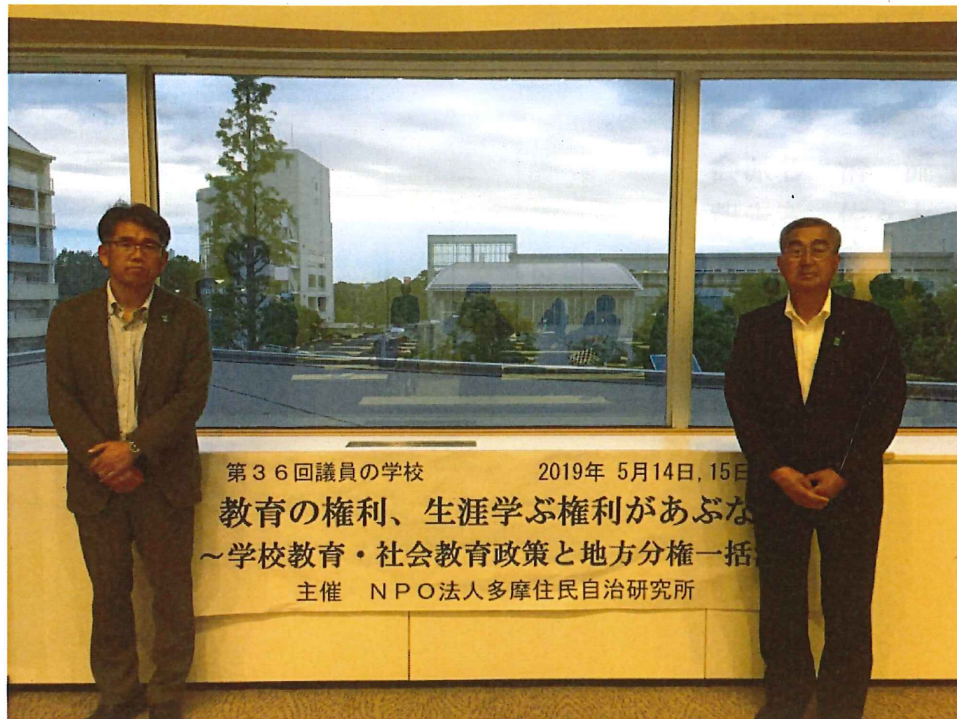
公立図書館は住民の読書、学習権を保障することを役割としているが、90年代後半以降政府の「地方分権」「教育改革」などの「構造改革」政策により、図書館事業、サービスの後退が余儀なくされている。70、80年代の多摩地域の図書館は全国的に先駆的なサービス、管理運営を展開していた。それをさらに進展させることが期待されるが、昨今の「政策動向」により、後退、困難を極めている。それを打開するために、図書館をめぐる財政、職員制度、人事管理、委託、所管などの問題について、まとめ明らかにしたい。

## 3) 地方自治の本質と教育行政のあり方

2019年3月8日に閣議決定された「第9次地方分権一括法案」は、「地方分権・規制緩和」の名のもと地方教育行政法・社会教育法・図書館法・博物館法を「改正」し、公立社会教育施設の首長部局移管を可能にしようとするものであり、人権としての教育権・学習権を保障する憲法・教育基本法・社会教育法体系を根底から否定しようとするものである。「法案」の問題点とともに、地域・自治体における公民館・社会教育の課題を探る。

いま政府が国会に出そうとしている「地方分権一括法案」は、地方自治の本質を揺るがしかねない課題をはらんでいる。「人口減少」「高齢化の進展」「財政困難」などを理由とした“教育改革”は、私たちがどこに導くのか。

国連が2015年に提唱した「持続可能な発展—2030 アジェンダ」にも触れながら、世界の流れと比較しつつ、学ぶ。



## 8 所感

戦後、日本の義務教育は画一的な教育に傾倒していたように受け止める。パズルの枠が学校だとすると児童、生徒はピースのようなイメージだ。

昨今、多様性という言葉がもてはやされているが人は誰しも名前も顔も生年月日も異なる。要するに同じ人間など存在するはずはなく、それぞれにその者にしかない個性を持っている。

人はそれぞれに個性の中に長所と短所を同時にもっておりその時々に応じて良くも悪くも表面化するものだ。

学ぶ権利とは何か？義務教育に対して学ぶ権利を熟考してみると前者は押し付け感や威圧感を感じるが、後者は自らの探究心や自由度を感じる。

学ばなくてはいけない、ではなく学びたいことを見つけ深化させる自由が学びの原点だと考える。